

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-7
処分の種類	適正計量管理事業所に対する指定基準適合命令			
根拠法令条例等・条項	計量法第131条			
処分の概要	指定基準に適合しなくなった適正計量管理事業所に対する基準適合命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第131条 経済産業大臣は、第127条第1項の指定を受けた者が第128条各号に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>○計量法第128条 (施行令第41条第4項により都道府県知事による指定にも適用) 経済産業大臣は、前条第1項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。</p> <p>一 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。</p> <p>二 その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p>○計量法施行規則第75条(指定の基準)</p>			
基準の制定根拠	一			